

国海環第74号
令和4年11月1日

関係者各位

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長
(公印省略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示等の一部改正について
(周知)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千八十七号）を別添のとおり令和4年11月1日に公布したので、ご了解頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示等の一部改正について

1. 改正の背景

国際航海に従事する船舶からの二酸化炭素の放出については、国際海事機関において、海洋汚染防止条約附属書VI（以下「附属書VI」という。）に基づき国際的な規制が行われており、我が国では、この規制を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の体系に取り入れている。

令和3年6月に開催された国際海事機関の第76回海洋環境保護委員会において、一定以上の載貨重量等の国際航海に従事する船舶からの二酸化炭素放出の実績評価（CII評価）の導入を内容とする附属書VIの改正案が採択された。

これを受け、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号。以下「技術基準省令」という。）、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成24年国土交通省・環境省令第3号。以下「指標基準省令」という。）等の一部改正を予定しているところ、この改正省令を施行するため、関係告示について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

(1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示（平成24年国土交通省告示第1500号）の一部改正

①CII評価の適用対象外となる船舶について

CII評価の適用対象外となる船舶については、技術基準省令において、航海の態様が特殊なものとして国土交通大臣が定める船舶とされるところ、当該国土交通大臣が定める船舶として、

(イ) 一部の漁船

(ロ) 海上保安庁の使用する船舶

(ハ) ばら積貨物船、タンカー、コンテナ船、クルーズ旅客船、液化ガスばら積船、一般貨物船、液化天然ガス運搬船、冷凍運搬船、ロールオン・ロールオフ貨物船、自動車運搬船及びロールオン・ロールオフ旅客船以外の船舶

(ニ) 極海コードにおいてAカテゴリーに分類される船舶を定める。

②その他

- ・①の内容を定めるにあたり、告示の題名を改正する。
- ・その他所要の改正を行う。

(2) その他関係告示の一部改正

指標基準省令の一部改正等に伴い、以下の告示について所要の規定の整理を行う。

- ・租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成 27 年国土交通省告示第 473 号）
- ・二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示（令和 3 年国土交通省告示第 1171 号）
- ・地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する船舶を定める告示（令和 3 年国土交通省告示第 1172 号）
- ・地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示（令和 3 年国土交通省告示第 1173 号）

3. 施行日

公布：令和 4 年 11 月 1 日

施行：令和 4 年 11 月 1 日

○国土交通省告示第八十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和四年国土交通省令第五十五号)の一部の施行及び二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和四年国土交通省令第三号)の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号)第四十七条第一項第六号及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)第一条の二十三第一項第三号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十一月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示等の一部を改正する告示
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示の一部改正)
第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示(平成二十四年国土交通省告示第五百号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号。以下「検査規則」という。)第一条の二十三第一項第三号の国土交通大臣が定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 第二議定書(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。)によつて改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書VI(以下「条約附属書VI」という。)第二規則第二・五項、第二・七項、第二・九項、第二・十一項、第二・十四項から第二・十六項まで、第二・二十項、第二・二十二項及び第二・二十六項から第二・二十九項までに規定する船舶以外の船舶(検査規則第一条の二十三第一項第一号及び第二号に掲げる船舶を除く。)

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十号)別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域(以下「極海域」という。)を航行する船舶(極海域のうち厚さ〇・七メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計されたものに限る。)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号)第四十七条第一項第六号の国土交通大臣が定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- 一 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる船舶
- 二 海上保安庁の使用する船舶

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(以下「検査規則」という。)第一条の二十三第一項第三号の国土交通大臣が定める船舶は、第二議定書(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。)によつて改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書VI第二規則第二十五項から第三十五項まで、第三十八項及び第三十九項に規定する船舶以外の船舶(検査規則第一条の二十三第一項第一号及び第二号に掲げる船舶を除く。)とする。

(新設)

三 一条約附属書Ⅵ第二規則第二・五項、第二・七項、第二・九項、第二・十一項、第二・十四項から第二・十六項まで、第二・二十二項及び第二・二十六項から第二・二十九項までに規定する船舶以外の船舶（前二号に掲げる船舶を除く。）
 四 極海域を航行する船舶（極海域のうち厚さ〇・七メートル以上の海水がある海域を航行するように設計されたものに限る。）

（租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部改正）
 第二条 租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十七年国土交通省告示第四百七十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

別表一 外航船舶		別表一 外航船舶	
番号	船	番号	船
1	(略)	1	(略)
2	海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。）で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標（以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。）の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船（同項第二十七号から第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。） 一 令和四年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値 イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年 国土交通省 環境省 令第三号。以下「指標基準省令」という。） う。第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1)・(2) (略) ロ〜ト (略) 二〜五 (略)	2	海防法第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。）で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標（以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。）の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置及び機器の全てを有している鋼船（同項第二十七号から第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。） 一 令和四年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値 イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年 国土交通省 環境省 令第三号。以下「指標基準省令」という。） う。第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1)・(2) (略) ロ〜ト (略) 二〜五 (略)
3	(略)	3	(略)

（二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示の一部改正）
 第三条 二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示（令和三年国土交通省告示第四百七十一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表一

番号	船舶	構造等
1	(略)	(略)
2	(略)	1の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十号まで及び第二十七号から第三十一号までに掲げる装置(同項第二十七号から第三十一号までに掲げる装置にあつては、それぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限る。)並びに次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める性能 一 令和二年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの) 海防法第十九条の二十六第一項に規定する二酸化炭素放出抑制指標(以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。)の値が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。 イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に關する基準を定める省令(平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。)第一条第三項に規定するタンカー等(以下「タンカー等」という。)(次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1)・(2) (略) ロ・ト (略) 二・四 (略)
備考	(略)	(略)
3	(略)	(略)

(地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する船舶を定める告示の一部改正)
 第四条 地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する船舶を定める告示(令和三年国土交通省告示第千七百七十二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

番号	船舶	船舶
1	(略)	地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第六条第二十九項に規定する船舶は、次の表のとおりとする。

改正前

別表一

番号	船舶	構造等
1	(略)	(略)
2	(略)	1の項第一号から第十三号まで、第十五号から第二十号まで及び第二十七号から第三十一号までに掲げる装置(同項第二十七号から第三十一号までに掲げる装置にあつては、それぞれこれらの号に規定する船舶が有するものに限る。)並びに次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める性能 一 令和二年一月一日以後に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以後に建造に着手されたもの) 海防法第十九条の二十六第一項に規定する二酸化炭素放出抑制指標(以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。)の値が次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であること。 イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に關する基準を定める省令(平成二十四年国土交通省令・環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。)第一条第三項に規定するタンカー等(以下「タンカー等」という。)(次に掲げるものに限るものとし、口に掲げるものを除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1)・(2) (略) ロ・ト (略) 二・四 (略)
備考	(略)	(略)
3	(略)	(略)

改正前

番号	船舶	船舶
1	(略)	地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する船舶を定める告示 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第六条第三十項に規定する船舶は、次の表のとおりとする。

3 (略)	2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。）で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標（以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。）の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置の全てを有している船舶（同項第二十七号から第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。） 一 令和四年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値 イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。）第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1)・(2) (略) ロ ト (略) 二 五 (略)
3 (略)	2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の二十六第一項に規定する国土交通大臣の確認を受けなければならない船舶（第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に限る。）で、同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標（以下「二酸化炭素放出抑制指標」という。）の値が次の各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める二酸化炭素放出抑制指標の値以下であり、かつ、1の項第一号から第十三号まで及び第十五号から第二十号までに掲げる装置の全てを有している船舶（同項第二十七号から第三十三号までに規定する船舶にあつては、それぞれこれらの号に掲げる装置を有しているものに限る。） 一 令和四年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年十月一日以後に建造に着手されたもの） 次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値 イ 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。）第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に掲げるものに限るものとし、ロに掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値 (1)・(2) (略) ロ ト (略) 二 五 (略)

（地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示の一部改正）
第五条 地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示（令和三年国土交通省告示第千七百七十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示</p> <p>（証明の申請）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十九項に規定する証明に係る申請は、当該証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、国土交通大臣に対して、証明申請書（別記様式による。）を提出して行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（証明書の交付）</p> <p>第二条 国土交通大臣は、前条の証明申請書の提出があつた場合において、当該証明申請書に記載されている事項について確認を行い、地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示（令和三年国土交通省告示第千七百七十二号）の表の各項に掲げる船舶であると認めるときは、当該証明申請書にその旨を記入し、これを証明書として申請者に交付するものとする。</p>	<p>地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示</p> <p>（証明の申請）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第三十項に規定する証明に係る申請は、当該証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、国土交通大臣に対して、証明申請書（別記様式による。）を提出して行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（証明書の交付）</p> <p>第二条 国土交通大臣は、前条の証明申請書の提出があつた場合において、当該証明申請書に記載されている事項について確認を行い、地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する船舶を定める告示（令和三年国土交通省告示第千七百七十二号）の表の各項に掲げる船舶であると認めるときは、当該証明申請書にその旨を記入し、これを証明書として申請者に交付するものとする。</p>

(別記様式)

地方税法施行規則附則第 6 条第 29 項の証明申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

地方税法施行規則附則第 6 条第 29 項の規定に基づき、環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に関する基準に適合する特定船舶である旨について証明を願います。

年 月 日現在

船名	
船種	
所有者の氏名又は名称及び住所	
特定船舶導入計画の番号	
地方税法施行規則附則第 6 条第 29 項に規定する船舶を定める告示（令和 3 年国土交通省告示第 1172 号、以下「船舶告示」という。）の表の 1 の項に掲げる船舶	
基準の種類（※）	
船舶告示の表の 2 の項に掲げる船舶	
船舶告示の表の 3 の項に掲げる船舶	

（※）適合する基準に「有」を記載願います。

申請のとおり認められたことを証明する。

番 年 月 日 号

国土交通大臣 印

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和四年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に交付されている第五条の規定による改正前の地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示別記様式による証明書は、第五条の規定による改正後の地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示別記様式による証明書とみなす。

(別記様式)

地方税法施行規則附則第 6 条第 30 項の証明申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

地方税法施行規則附則第 6 条第 30 項の規定に基づき、環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に関する基準に適合する特定船舶である旨について証明を願います。

年 月 日現在

船名	
船種	
所有者の氏名又は名称及び住所	
特定船舶導入計画の番号	
地方税法施行規則附則第 6 条第 30 項に規定する船舶を定める告示（令和 3 年国土交通省告示第 1172 号、以下「船舶告示」という。）の表の 1 の項に掲げる船舶	
基準の種類（※）	
船舶告示の表の 2 の項に掲げる船舶	
船舶告示の表の 3 の項に掲げる船舶	

（※）適合する基準に「有」を記載願います。

申請のとおり認められたことを証明する。

番 年 月 日 号

国土交通大臣 印